

自動販売機

設置事業者募集要項

令和 7 年 5 月

飯盛霊園組合

目 次

1	公 募 物 件	1
2	応 募 資 格 要 件	1
3	自動販売機の設置条件等	1
4	参 考 デ ー タ	4
5	募集要項等の取得方法	4
6	質 問 書 の 受 付 期 間	4
7	応 募 申 込 手 続 き	5
8	設 置 事 業 者 の 決 定	5
9	使 用 許 可 の 手 続 き	6
10	設置事業者の決定の取消し、設置辞退	7
11	そ の 他	7
	公募の進め方（事務フロー図）	8

自動販売機設置事業者募集要項

飯盛霊園組合が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される場合は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえお申込みください。

1 公募物件

別表1「公募物件一覧」のとおり（4区分の11台）

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は事業を営んでいる個人に限り応募することができます。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 飯盛霊園組合入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機及び回収ボックス設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第238条の4第7

項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年7月1日から令和8年3月31日です。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと飯盛霊園組合が判断した場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提として、令和10年6月末を限度に、許可期間を1年間毎とし、引き続き使用許可ができます。

また、使用許可期間内において、飯盛霊園組合公園整備計画及び飯盛斎場再整備計画による実施事業、その他やむを得ない事由により、自動販売機の移設又は撤去を要する場合があります。その場合、飯盛霊園組合から設置事業者には3ヶ月前までに通知し、自動販売機の移設又は撤去等は設置事業者が行うものとします。なお、移設又は撤去に伴う費用負担及び営業補償等は原則行いません。

③ 使用料

公募番号毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

令和7年度及び令和10年度は、年額使用料を月割りで算出した額を使用料とします。（ただし、月の1日から末日を1か月とします。）

使用料は飯盛霊園組合の発行する納入通知書により、飯盛霊園組合の指定する期限までに、全額納入してください。

④ 自動販売機の大きさ等

設置する自動販売機は、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよいもので、その大きさは、別表1「公募物件一覧」に設置可能寸法を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

⑤ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費等は、子メーター設置を原則とし、設置事業者の負担とします。

※計算方法等は別紙参照。

(2) 使用上の制限

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用許可期間中に2-(4)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、飯盛霊園組合の指示に従うこと。
- ⑤ 飲料品の販売品目は、缶・ペットボトルなど密閉式容器入りとし、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑦ 販売時間については、24時間とすること。
- ⑧ 公募番号の内、物件番号のいずれかのみの設置又は撤去をすることはできないこと。

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。(但し、盆・彼岸時期等の混雑時には、飯盛霊園組合の判断により回収ボックスの一時移設を行う場合があります。)
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで地震や悪戯等に対する安全対策を講じること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 使用許可の取消及び変更

飯盛霊園組合が自動販売機の設置場所を公用若しくは公共用に供するため必要とす

るとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

(5) 売上報告

設置事業者は、自動販売機の売上状況を1か月毎に集計し、許可期間毎に最終月の翌月15日までに売上報告書（様式1）を飯盛霊園組合管理課に提出してください。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可を取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を飯盛霊園組合に請求することができません。

4 参考データ

(1) 自動販売機の売上等の状況

別表1「公募物件一覧」参照

(2) 霊園の規模、利用者数等（令和6年実績）

霊園 墓地区画使用許可数 約20,000区画

斎場 火葬炉使用件数 約6,000件/年

(3) 自動販売機設置場所

図1 自動販売機設置予定位置図（令和7年7月）

図2 組合事務所前 自動販売機設置予定詳細位置図

図3 飯盛斎場待合棟内 自動販売機設置予定詳細位置図

5 募集要項等の取得方法

本組合ホームページからダウンロードしてください

6 質問書の受付期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月14日（水）午後5時30分まで

受付期間内に、「別紙2 質問・回答書」に質問内容を記載の上、メールにて飯盛霊園組合管理課へご提出ください。

飯盛霊園組合管理課メールアドレス：

kanri@iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp

質問の回答は、令和7年5月19日（月）に本組合ホームページにて回答します。

7 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和7年5月19日（月）～5月29日（木）（必着）

(2) 申込受付場所

大阪府四條畷市大字下田原448番地

飯盛霊園組合 管理課

(3) 申込に必要な書類（各1部）

① 応募申込書（飯盛霊園組合所定様式）

※応募申込書は、封筒に入れ密閉し、割印をしてください。

② 誓約書（飯盛霊園組合所定様式）

③ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

【法人の場合】法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑登録証明書

【個人の場合】住民票、印鑑登録証明書

④ 2-(4)にかかる許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

(4) 申込書提出方法

飯盛霊園組合管理課へ提出（土・日曜日、平日午後0時から午後1時を除く午前9時～午後5時）又は郵送（簡易書留）

(5) 申込の方法等

別表1公募物件一覧の公募番号単位ごとの申し込みとなります。公募番号の内、物件番号のいずれかのみ申し込みは無効となりますので、ご注意ください。

8 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、飯盛霊園組合が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者として決定します。販売品目の売値等は、審査の対象としません。

(3) 最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより設置事業者を決定します。

くじは、飯盛霊園組合が指定した者（価格審査に関係のない本組合職員）が引きま
す。

(4) 応募申込書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 設置する自動販売機の使用面積が1㎡未満は12,220円、1㎡以上は0.1㎡を増すごとに1,223円を加算した額を下回る価格によるもの。
- ② 公募番号の内、物件番号毎の提案使用料の記載がないもの。
- ③ 提案使用料と応募額の金額が一致しないもの。
- ④ 応募参加資格がない者が応募申込みしたもの。
- ⑤ 指定の日時までに応募しなかったもの。
- ⑥ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑦ 本組合が交付した応募申込書を用いないで応募したもの。
- ⑧ 応募額又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑨ 応募申込書の記載を訂正、削除、挿入等のあるもの。
- ⑩ 応募申込みに関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑪ その他応募申込みに関する条件に違反したもの。

(5) 設置事業者の決定及び公表

設置事業者の決定は令和7年5月30日(金)の予定です。設置事業者の決定後、応募
者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、本組合
ホームページに決定業者名及び個人名・決定金額を掲載します。

9 使用許可の手続き

設置事業者に決定した者は令和7年6月9日(月)までに、行政財産目的外使用許
可申請書を飯盛霊園組合管理課に提出してください。使用許可日は、令和7年7月1
日(火)となります。

《行政財産目的外使用許可申請提出書類》

- ① 行政財産目的外使用許可申請書（飯盛霊園組合指定様式）
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）

10 設置事業者の決定の取消し、設置辞退

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。
 - ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
 - ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合
 - ③ 飯盛霊園組合の指定する様式で期限までに使用料が納入されなかった場合
- (2) 設置事業者が設置辞退をする場合は、辞退する月の3か月前に飯盛霊園組合管理課に連絡するものとします。
- (3) 設置事業者が自動販売機の設置を辞退し、または決定の取消があったとき、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要する場合、当該設置事業者の次に高い価格で応募申込みを行った者を設置予定事業者とすることができるものとし、使用料は当該事業者が公募で提示していた額とします。
- (4) 設置辞退または取消があった場合、既納の使用料は還付しません。

11 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担となります
- (2) 使用料については、本組合発行の納入通知書に記載されている納入期限（令和7年6月25日（水））までに納付してください。
- (3) 設置事業者に決定した者は、令和7年7月1日（火）から令和7年7月4日（金）までに、自動販売機の設置を完了してください。

(募集に関する問い合わせ先)

飯盛霊園組合 管理課

四條畷市大字下田原448番地

電話 0743-78-1195

FAX 0743-78-1196

メール kanri@iimoreireienkumiai.shijonawate.osaka.jp

公募の進め方（事務フロー図）

募集要項の掲載期間

（令和7年4月21日～5月28日）

質問書の受付期間

（令和7年5月1日～5月14日）

応募申込書の受付期間

（令和7年5月19日～5月29日）

設置事業者の決定及び通知

（令和7年5月30日）

行政財産使用許可申請書の提出期限

（令和7年6月9日）

行政財産使用許可書及び納付書の送付

（令和7年6月10日までに発送）

使用料の納付期限

（令和7年6月25日）

使用許可の開始

（令和7年7月1日）

自動販売機の設置

（令和7年7月1日～7月4日）